

令和7年9月定例農業委員会

議 事 錄

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年9月5日（金） 午後1時30分から午後2時16分

2. 開催場所 庁舎2-6会議室

3. 出席委員

|     |   |   |   |   |    |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|
| 1番  | 松 | 本 | 康 | 博 | 2番 | 香   | 月 | 英 | 昭 |   |
| 3番  | 中 | 村 | 津 | 多 | 子  | 4番  | 西 | 村 | 徳 | 義 |
| 5番  | 井 | 手 | 悦 | 郎 |    | 6番  | 高 | 塚 | 和 | 行 |
| 7番  | 江 | 頭 | 和 | 夫 |    | 8番  | 釘 | 本 |   | 勝 |
| 9番  | 大 | 屋 | 博 | 幸 |    | 10番 | 古 | 賀 | 榮 | 一 |
| 11番 | 北 | 島 | 英 | 文 |    | 12番 | 江 | 里 | 口 | 勇 |
| 13番 | 秋 | 丸 | 政 | 光 |    | 14番 | 江 | 里 | 口 | 泰 |

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について  
第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について  
第2号議案 農地法第5条による許可申請について  
第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について  
第4号議案 農用地売渡等の希望申出について  
第5号議案 非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆 副局長兼庶務係長 真子祐輝

## 7. 会議の概要

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>それでは、時間前ですけれども、ただいまから始めさせていただきたいと思います。</p> <p>本日は、令和7年9月の農業委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、開会に当たりまして、江里口会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆さん今日はお疲れさまです。</p> <p>佐賀県の米は、見たら非常に姿がきれいで、今年はこの暑さの中でも何とか上等の米ができるおるじゃないかと思います。価格は依然、備蓄米の放出にかかわらず高値を維持しておるというふうなことで、農家にとっては非常にいいことでございます。佐賀県は、特に高温に強い「さがびより」とか、そういう品種に取り組んでおりましたけれども、北海道の「ななつぼし」とかなんとかは寒さには強いけど暑さに弱い品種で、北海道のほうもとても高温になりまして、適作が危ぶまれるというようなことを聞いております。</p> <p>私たちも農業委員をさせていただいておりますので、こういうものに目配り、気配りしながら、なるだけ荒廃地が少なく、そして、農業が維持できるような体制づくりを考えいかなくてはいけないのではないかと思っております。</p> <p>また、皆様方にお願いでございますけれども、農業委員、最適化推進委員の活動報告書をですね、農業委員、最適化推進委員の活動の状況が見えないということでございますので、田回りのときに荒廃地を見たとか、水路の悪いところを直したとか、そういう状況を逐次、小さなことでもよろしゅうございますので、報告書の提出をお願いしたいと思っております。</p> <p>今日は1号議案から5号議案までございますけれども、皆様方の御協力をいただきましてスムーズに進行できるように、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、農業委員の皆さん全員出席で、過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、この会議は成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入りますが、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和7年9月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。</p> <p>2番香月委員、3番中村委員にお願いいたします。</p> <p>また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書1ページのほうを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件です。</p> <p>まず、申請番号1について説明をいたします。</p> |
| 会長  |   |
| 事務局 |   |
| 議長  |   |
| 事務局 |   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>資料のほうは 1 ページから 6 ページまでです。</p> <p>(第 1 号議案 農地法第 3 条許可申請、申請番号 1 について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所につきましては牛津町上江良地区にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。</p> <p>説明は以上です。</p>   |
| 議長  | <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号 1 について承認することに賛成の方は举手をお願いします。</p> <p>(举手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号 1 は原案のとおり承認することに決定しました。</p>  |
| 事務局 | <p>次に、申請番号 2 について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号 2 について説明をいたします。</p> <p>議案資料は 7 ページから 14 ページです。</p> <p>(第 1 号議案 農地法第 3 条許可申請、申請番号 2 について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所につきましては小城町小島地区にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。</p>  |
| 議長  | <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号 2 について承認することに賛成の方は举手をお願いします。</p> <p>(举手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号 2 は原案のとおり承認することに決定しました。</p>   |
| 事務局 | <p>次に、申請番号 3 について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号 3 について説明をいたします。</p> <p>議案資料は 15 ページから 20 ページです。</p> <p>(第 1 号議案 農地法第 3 条許可申請、申請番号 3 について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は小城町黒原地区にある農地で、申請理由は家庭菜園として利用したいとのことでございます。</p>   |
| 議長  | <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号 3 について承認することに賛成の方は举手をお願いします。</p> <p>(举手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号 3 は原案のとおり承認することに決定しました。</p>   |
| 事務局 | <p>次に、第 2 号議案 農地法第 5 条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号 1 について、事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は 2 ページから 3 ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第 5 条の許可申請の審議件数は 5 件です。</p> <p>まず、申請番号 1 について説明をいたします。</p> <p>資料は 21 ページから 27 ページです。</p> <p>(第 2 号議案 農地法第 5 条許可申請、申請番号 1 について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は三日月町高田地区の集落に接続した農地で、転用目的は業務用</p> |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>の倉庫を建築したいとのことです。</p> <p>被害防除対策ですが、現状のまま利用されます。排水計画ですが、雨水は南側にある資材置場の側溝へ排水されまして、生活雑排水はありません。</p> <p>農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は土地改良事業が施工された第1種農地でありまして、既存の施設の拡張に該当し、許可し得ると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>  |
| 議長 | <p>この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。</p>  |
| 6番 | <p>農地法第5条申請事前調査事項。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、事務局からの説明のとおりです。</p> <p>調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断する。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断する。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は東側水路へ排水する。家庭内排水はありません。</p> <p>ホ、その他特記事項について、令和7年8月25日に確認済みです。</p> <p>令和7年9月5日、農業委員、高塚です。よろしくお願いします。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号2について説明いたします。</p> <p>資料は28ページから34ページです。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は三日月町東分地区にある農地で、転用目的は、隣接する企業の駐車場と資材置場として利用したいとのことで申請されました。</p> <p>被害防除対策ですが、盛土をされますが、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水については集水して東側の道路側溝へ排水されます。また、舗装もされないということで地下浸透になるかと思われます。生活雑排水はありません。</p> <p>あと、農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当し、許可し得ると考えております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。</p>  |
| 6番 | <p>農地法第5条申請事前調査事項を報告いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、事務局からの説明のとおりです。</p> <p>イ、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できる。</p>  |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適當であると判断する。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。</p> <p>二、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は東側側溝へ放流する。駐車場でありますので、家庭内排水はありません。</p> <p>ホ、その他の特記事項について、8月25日に現地で確認済みです。</p> <p>令和7年9月5日、小城市農業委員、高塚です。よろしくお願ひします。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号3について説明いたします。</p> <p>資料は35ページから41ページです。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は芦刈町浜中にある農地で、転用目的は、申請地近くにある建設会社の資材置場等が不足しているため、資材置場等を造りたいということで申請されました。</p> <p>被害防除対策ですが、盛土をされますが、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水については集水して西側水路へ排水をされます。生活雑排水はありません。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>この案件については10番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。</p> <p>イ、申請目的、位置の検討について、隣接に○○○○の資材置場があり、隣接しているので、それでいいと思います。</p> <p>ロ、計画面積については、十分であると思われます。</p> <p>ハ、実現確実性の判定については、確実です。</p> <p>二、被害防除施設・用排水の検討については、隣接に川があり、十分だと思われます。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。</p> <p>ちょっと確認ですけど、転用目的が貸資材置場と貸駐車場となってますが、この所有権は○○さんのままになるんですか。</p> <p>お答えします。</p> <p>一応こちらが○○○○さん個人の所有になりますので、それをまた会社のほうに貸すということで。</p> <p>ああ、会社でしていないから。</p> |
| 議長       |  |
| 事務局      |  |
| 10番      |  |
| 議長<br>4番 |  |
| 事務局      |  |
| 4番       |  |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 事務局<br>4 番<br>事務局<br>4 番<br>議 長 | <p>○○○○さんにまたそれを貸すという形になりますので。<br/>又貸しになるかなと思って。<br/>貸資材置場と貸駐車場になります。<br/>分かりました。<br/>ほかに何か御意見がございましたら。<br/>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、申請番号4について事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号4について説明いたします。</p> <p>資料は42ページから49ページです。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は三日月町堀江の集落内にある農地で、転用目的は、貸付人の住宅が手狭となったため、借受人である息子さんが隣接の農地に住宅を建設したいということで申請をされました。</p> <p>被害防除対策ですが、盛土をされますが、擁壁やコンクリートブロックで土留めをされます。排水計画ですが、雨水については集水して南側水路へ排水されます。生活雑排水は公共下水道へ接続をされます。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長                             | この案件については2番香月委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。  |
| 2 番                             | <p>農地法第5条申請事前調査事項。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、先ほど事務局からの説明どおりです。</p> <p>調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できます。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、地元に説明をされており、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断できます。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭用排水は西側の公共下水道へ、雨水は南側水路へ放流する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できます。</p> <p>令和7年8月25日、現地確認済みです。</p>  |
| 議 長<br>4 番<br>事務局               | <p>令和7年9月5日、農業委員、香月英昭。よろしくお願いします。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>これは今、水田で、道路より低いかと思うんですけど、この予定地の西側に何か道路があるみたいですけれども、側溝等は必要にならないんでしょうか。</p> <p>側溝等についてという御質問ですけれども、排水については集水して南側のほう</p>  |

～排水をされますので、そちらのほうの指摘は関係機関のほうからはあっておりません。

以上です。

よろしかったでしょうか。ほかに何かございましたら。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号5について事務局から議案の説明をお願いいたします。

申請番号5について説明をいたします。

資料は50ページから56ページです。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明)

この案件の場所は牛津町前満江内にある農地で、転用目的は、借受人さんが申請地のそばでイチゴハウスをされておりまして、営農をしやすくするとともに、貸付人さんである両親の世話をを行うため、近隣に住宅を建設したいということで申請されました。

被害防除対策ですが、盛土をされますが、コンクリートブロックで土留めをされます。（同ページで訂正）排水計画ですが、雨水については集水して南側道路側溝～排水をされます。生活雑排水は公共下水道へ接続をされます。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地で、既存の施設の拡張に該当し、許可し得ると考えております。

以上です。

この案件については9番大屋委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

農地法第5条申請事前調査事項。

調査事項として、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達することが困難であり、やむを得ないと判断できます。

計画面積の検討について、土地利用計画図などにより適当であると判断できます。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であります。

被害防除施設・用排水の検討について、申請地は、あそこは造成しなくても土留めだけじゃないかと思いますけど、現状のまま利用されると思いますので、周辺農地への影響はありません。また、雨水については集水して北側水路へ排水されます。生活排水は下水道に排水されるようになります。

その他特記事項について、令和7年8月25日に検査済みです。

令和7年9月5日、農業委員、大屋です。よろしくお願いします。

すみません、先ほどの説明の中で盛土と言いましたけど、切土のみです。失礼しました。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いいたします。</p>  |
| 事務局 | <p>議案書は4ページから11ページです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について説明をいたします。</p> <p>今月の賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画は23件、82筆で、13万8,606.91平方メートルとなっております。</p> <p>詳細につきましては明細を御確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>   |
| 議長  | <p>ただいまの説明に対して、御意見・御質問があればよろしく願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>続いて、所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。</p>   |
| 事務局 | <p>番号601について、事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は12ページです。</p> <p>所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画（案）について説明をいたします。</p> <p>本日の所有権移転の審議件数は1件です。</p> <p>申請番号601について説明をいたします。</p> <p>(権利を設定する者、権利の設定を受ける者、権利を設定する土地、設定する権利、権利の種類を読み上げる。)</p> <p>説明は以上です。</p>  |
| 議長  | <p>申請番号601につきましては、あっせん委員の6番高塚委員からあっせん結果報告をお願いいたします。</p>  |
| 6番  | <p>6月5日の農業委員会であっせん委員に指名される。</p> <p>6月10日、所有者と電話で条件等を確認する。その後、耕作されている〇〇氏にあっせん申請が出ていることを説明し、購入の意思があるかどうかを考えてもらうことで返事を待つ。</p> <p>7月9日、〇〇氏より10アール当たり〇〇〇万円で買いたいという回答を受けた。</p> <p>7月10日、所有者に10アール当たり〇〇〇万円で買ってもいいということであっせんが成立したことを伝える。</p> <p>今後の日程等の詳細は事務局より連絡があることを伝える。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長  | <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号601について異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第3号議案につきましては計画書（案）のとおり異議なしとして小城市長へ回答いたします。</p> <p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は13ページです。</p> <p>第4号議案 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。</p> <p>本日の審議件数は、売渡希望が2件、買受・借入希望が1件です。</p> <p>まず、売渡希望の申請番号1について説明をいたします。</p> <p>議案資料は57ページから64ページです。</p> <p>申請番号1番、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 事務局 | <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>  |
| 議長  | <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>議案資料は65ページから68ページです。</p> <p>申請番号2番、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>                                      |
| 事務局 | <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、買受・借入希望の申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>議案資料は69ページです。</p> <p>申請番号1番、（希望農地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、買受希望価格、あっせん担当を読み上げる。）</p> <p>こちらの案件については、以前20アールということで希望が出ておりましたけど、そちらの分は取下げをされまして、また新たに40アールということで希望申出が出ておるところです。</p> <p>説明は以上です。</p>  |
| 議長  | <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第5号議案 非農地判断についてを議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は15ページを御覧ください。</p> <p>非農地判断について説明をいたします。</p> <p>議案資料は70ページから75ページです。</p> <p>非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市役所税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。</p> <p>今回、三日月町1名の方から申請がありました。</p> <p>審議していただく農地は合計2筆で、面積は3,543平米でございます。</p> <p>資料にあります農地については8月25日に現地確認を行いましたが、現地は山林化しており、農地に復元して利用することが困難な状況になっておりました。そのため、農地には該当しないと判断をしたものでございます。</p> <p>農地の所在や地目、面積等は資料のほうを御覧ください。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。第5号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第5号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>ほかに皆様方の中から何かございましたらよろしくお願いします。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いいたします。</p> <p>次回の日程等をお知らせします。</p> <p>今月の農地転用の現地調査が9月25日木曜日午後1時30分から、こちらの会議室集合になります。</p> <p>10月の定例農業委員会は10月6日月曜日の午後1時30分から、次回は大会議室のほうになります。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに皆様方から総合的に何かございましたら。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようでしたら、以上をもちまして9月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。</p> |
| 事務局 |  |
| 議長  |  |
| 事務局 |  |
| 議長  |  |

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員